

平成 24 年度地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリングにおける主な意見

1. 地域自主戦略交付金(投資関係(都道府県分))に係る平成 24 年度制度改正要望

※全て知事会からの要望

(総額)

- ・ 総額は、最低限、各都道府県の継続事業が円滑に実施できるよう、確実に確保すること。
- ・ 東日本大震災に伴い特に必要となる事業は、一括交付金とは別枠で措置すること。

(対象範囲)

- ・ 対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること。(新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和)
- ・ 地域自主戦略交付金と既存交付金との関係を明確化すること(重複の回避、配分方法の整合性等)。
- ・ 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの(例:活動火山周辺地域防災営農対策事業など)、対策すべき地域に偏在性のあるもの(例:道路の液状化対策など)は一括交付金の対象とせず、別途財源措置すること。
- ・ 投資や経常経費を対象とした国の経済対策により創設された各種基金について、必要なものは継続するとともに、一括交付金の対象とすることも検討すること。
- ・ いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、一括交付金の対象に含めること。

(配分)

- ・ 引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること。
- ・ 条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域に、より一層配慮した客観的指標(財政力に応じた配分ウェイトを高めること、未改良道路延長を加える等の未整備状況へのさらなる配慮など)を検討すること。

(執行、手続き等)

- ・ 年度間流用を可能とすること(基金への積立等)。
- ・ 各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること。
- ・ 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること。
- ・ 補助金適正化法の対象外とすること。
- ・ 事務手続き・提出書類を簡素化・共通化すること。
- ・ 事業計画の提出時間を確保するとともに、提出から交付決定までの時間を短縮すること。

- ・ 本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とすること。

2. 投資補助金(市町村分)の一括交付金化

(総論)

- ・ 年度間の変動が大きい市町村においても必要な事業が計画的に実施できるものとする。[市長会、町村会]
- ・ 市町村向けの制度設計について、都道府県分の運用状況等を踏まえ、国と地方の協議の場等で市町村と十分協議し、地方の納得が得られるよう、見直すべきは見直し、極めて慎重に検討すること。[市長会、町村会]
- ・ 市町村との合意形成を図ることを優先し、24年度の制度導入にこだわるべきではないこと。[市長会]
- ・ 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること。[知事会]
- ・ 町村が地域の実情に応じて活用できる自主性の高いものとする。[町村会]

(総額)

- ・ 従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。[市長会、町村会]
- ・ 東日本大震災の復旧・復興財源は、国の責任において別枠で確保し、一括交付金の総額を削減しないこと。[市長会、町村会]
- ・ 総額は、「国と地方の協議の場」で決定すること。[町村会]

(対象範囲)

- ・ 自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とすること。[市長会、町村会]
- ・ 特定地域の特別事情等により講じられている国庫補助金(離島振興関係補助金、史跡等購入費補助金等)は対象外とすること。[町村会]
- ・ 既存の補助金等では想定していない新規事業を対象とすることや、地方が事業を提案追加できる柔軟性のある仕組みとすること。[町村会]

(配分)

- ・ 継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮すること。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 客観的指標による配分は、道路の改良率や下水道等の普及率など社会資本の整備状況を考慮すること。[町村会]

(執行、手続き等)

- ・ 事務手続きが現行より複雑化・負担増とならないようにすること。[知事会、市長会、町村会]

- ・ 補助金適正化法の適用対象外とすること。[町村会]

3. 経常補助金の一括交付金化

- ・ 全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと。社会保障・義務教育関係については、必要な施策の実施が確保される仕組みとすること。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確実に確保すること。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 東日本大震災の復旧・復興財源は、国の責任において別枠で確保し、一括交付金の総額を削減しないこと。[市長会]

4. その他

- ・ 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 地方の予算編成に支障を来さないよう、24年度の制度概要を早急に示すこと。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。[市長会]
- ・ 都道府県の運用状況や東日本大震災の被害の甚大性・広域性を踏まえつつ、存続の是非を含め、今後の一括交付金化のあり方を検討すること。[市長会]
- ・ 子ども・子育て包括交付金(仮称)については、「現金給付は国、サービス給付は地方」という地域主権の原則に反することになり、他分野への波及も強く懸念されることから、「国と地方の協議の場」において十分協議し、成案を得ること。[知事会]